

4 利用者的心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

5 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室を利用している者であって、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、当分の間、介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

6 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室を利用する者であって、次のいずれかに該当するものに対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

7 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 から注 3 までの規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注 1 から注 3 までの規定による届出があったものとみなす。

8 利用者が連續して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

- | | |
|---------------|-------|
| (-) 管理栄養士配置加算 | 12 単位 |
| (二) 栄養士配置加算 | 10 単位 |

注 1 (一)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な

○ 指定短期入所療養介護を行う各単位ごとに固定した職員を配置していること。

6 利用者的心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

7 次のいずれかに該当する者に対して、介護老人保健施設短期入所療養介護費を支給する場合は、介護老人保健施設短期入所療養介護費（Ⅱ）を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注 1 、注 4 又は注 5 の規定による届出に相当する介護保健施設サービスに係る届出があったときは、注 1 、注 4 又は注 5 の規定による届出があったものとみなす。

9 利用者が連續して 30 日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30 日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、介護老人保健施設短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

- | | |
|---------------|-------|
| (-) 管理栄養士配置加算 | 12 単位 |
| (二) 栄養士配置加算 | 10 単位 |

注 1 (一)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するもの

栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (ii) については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

(4) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

として都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (ii) については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

(5) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出で当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算

50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 他の指定短期入所療養介護事業所等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ サービスの質の確保を目的として、指定居宅介護支援事業者等

を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

- 介護者の疾病その他やむを得ない理由により、介護者の介護を受けることができない利用者

(3) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

- (-) 緊急時治療管理（1日につき） 500 単位

注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。

3 同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。

(2) 特定治療

老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

- (-) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I)

a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i)

| | |
|-----------|----------|
| i 要支援 | 667 単位 |
| ii 要介護 1 | 701 単位 |
| iii 要介護 2 | 811 単位 |
| iv 要介護 3 | 1,049 単位 |

(7) 緊急時施設療養費

利用者の病状が著しく変化した場合に緊急その他やむを得ない事情により行われる次に掲げる医療行為につき算定する。

- (-) 緊急時治療管理（1日につき） 500 単位

注1 利用者の病状が重篤となり救命救急医療が必要となる場合において緊急的な治療管理としての投薬、検査、注射、処置等を行ったときに算定する。

2 緊急時治療管理が行われた場合に3日を限度として算定する。

3 同一の利用者について1月に1回を限度として算定する。

(2) 特定治療

老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章において、老人保健法（昭和57年法律第80号）第25条第3項に規定する保険医療機関等が行った場合に点数が算定されるリハビリテーション、処置、手術、麻酔又は放射線治療（別に厚生労働大臣が定めるものを除く。）を行った場合に、当該診療に係る老人医科診療報酬点数表第1章及び第2章に定める点数に10円を乗じて得た額を算定する。

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

- (-) 病院療養病床短期入所療養介護費 (I) 介護4:1 看護6:1

a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) <従来型居室>

| | |
|-----------|----------|
| i 経過的要介護 | 534 単位 |
| ii 要介護 1 | 701 単位 |
| iii 要介護 2 | 811 単位 |
| iv 要介護 3 | 1,049 単位 |

| | | |
|---------------------------|-----------------|-----------------|
| v 要介護 4 | <u>1,150</u> 単位 | <u>1,150</u> 単位 |
| vi 要介護 5 | <u>1,241</u> 単位 | <u>1,241</u> 単位 |
| b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) | | |
| i 要支援 | <u>798</u> 単位 | <u>618</u> 単位 |
| ii 要介護 1 | <u>832</u> 単位 | <u>832</u> 単位 |
| iii 要介護 2 | <u>942</u> 単位 | <u>942</u> 単位 |
| iv 要介護 3 | <u>1,180</u> 単位 | <u>1,180</u> 単位 |
| v 要介護 4 | <u>1,281</u> 単位 | <u>1,281</u> 単位 |
| vi 要介護 5 | <u>1,372</u> 単位 | <u>1,372</u> 卖位 |
| (二) 病院療養病床短期入所療養介護費 (II) | | |
| a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) | | |
| i 要支援 | <u>622</u> 卖位 | <u>498</u> 卖位 |
| ii 要介護 1 | <u>641</u> 卖位 | <u>641</u> 卖位 |
| iii 要介護 2 | <u>750</u> 卖位 | <u>750</u> 卖位 |
| iv 要介護 3 | <u>910</u> 卖位 | <u>910</u> 卖位 |
| v 要介護 4 | <u>1,066</u> 卖位 | <u>1,066</u> 卖位 |
| vi 要介護 5 | <u>1,108</u> 卖位 | <u>1,108</u> 卖位 |
| b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) | | |
| i 要支援 | <u>753</u> 卖位 | <u>582</u> 卖位 |
| ii 要介護 1 | <u>772</u> 卖位 | <u>772</u> 卖位 |
| iii 要介護 2 | <u>881</u> 卖位 | <u>881</u> 卖位 |
| iv 要介護 3 | <u>1,041</u> 卖位 | <u>1,041</u> 卖位 |
| v 要介護 4 | <u>1,197</u> 卖位 | <u>1,197</u> 卖位 |
| vi 要介護 5 | <u>1,239</u> 卖位 | <u>1,239</u> 卖位 |
| (三) 病院療養病床短期入所療養介護費 (III) | | |
| a 病院療養病床短期入所療養介護費 (i) | | |
| i 要支援 | <u>591</u> 卖位 | <u>473</u> 卖位 |
| ii 要介護 1 | <u>611</u> 卖位 | <u>611</u> 卖位 |
| iii 要介護 2 | <u>722</u> 卖位 | <u>722</u> 卖位 |
| iv 要介護 3 | <u>873</u> 卖位 | <u>873</u> 卖位 |
| v 要介護 4 | <u>1,030</u> 卖位 | <u>1,030</u> 卖位 |
| vi 要介護 5 | <u>1,071</u> 卖位 | <u>1,071</u> 卖位 |
| b 病院療養病床短期入所療養介護費 (ii) | | |
| i 要支援 | <u>722</u> 卖位 | <u>557</u> 卖位 |
| ii 要介護 1 | <u>742</u> 卖位 | <u>742</u> 卖位 |

生労働大臣が定めるところにより算定する。

るところにより算定する。

2 (3)について、療養病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病棟（療養病床に係るものに限る。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対して、日中のみの指定短期入所療養介護を行った場合に、所定単位数を算定する。ただし、当該夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たさない場合は、所定単位数から 25 単位を控除して得た単位数を算定する。なお、利用者の数又は医師、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

- 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

3 (2)について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき所定単位数の 100 分の 97 に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- イ 日中においては 1 ユニット毎に常時 1 人以上の看護職員又は介護職員を置くこと。

※ 2 ユニット毎に 1 人以上の夜勤職員を配置していることについては、夜勤職員の基準（注 1）で減算。

- ユニット毎に常勤のユニットリーダーが配置されていること。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算 (I)

15 単位

ロ 病院療養病床療養環境減算 (II)

75 单位

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に該当する指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。

イ 病院療養病床療養環境減算 (I)

25 单位

ロ 病院療養病床療養環境減算 (II)

85 单位

ハ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)

105 単位

3 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

4 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

| | |
|--------------|-------|
| イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) | 23 単位 |
| ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) | 14 単位 |
| ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) | 7 単位 |

5 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

6 平成 17 年 9 月 30 日において従来型個室を利用している者であつて、平成 17 年 10 月 1 日以後引き続き従来型個室を利用するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)又は病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、当分の間、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を算定する。

7 平成 17 年 10 月 1 日以後従来型個室を利用する者であつて、次のいずれかに該当するものに対して、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)又は病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病

ハ 病院療養病床療養環境減算(Ⅲ)

115 単位

※ 上記減算及び当該減算に係る経過措置について、口に係るものは平成 20 年 3 月末をもって、ハに係るものは平成 19 年 3 月末をもって廃止する。

5 医師の配置について、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）第 49 条の規定が適用されている病院については、1 日につき 12 単位を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準を満たすものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所については、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

| | |
|--------------|-------|
| イ 夜間勤務等看護(Ⅰ) | 23 単位 |
| ロ 夜間勤務等看護(Ⅱ) | 14 単位 |
| ハ 夜間勤務等看護(Ⅲ) | 7 単位 |

7 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と指定短期入所療養介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 184 単位を所定単位数に加算する。

8 次のいずれかに該当する者に対して、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)又は病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)を支給する場合は、それぞれ、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)

床短期入所療養介護費(ⅱ)、病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)又は病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

8 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注4の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注4の規定による届出があったものとみなす。

9 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、病院療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(3) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (-)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、管理栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

2 (二)については、利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、栄養士を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)又は病院療養病床短期入所療養介護費(ⅰ)の病院療養病床短期入所療養介護費(ⅱ)を算定する。

イ 感染症等により、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室を利用する者

ハ 著しい精神症状等により、同室の他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室の利用の必要があると医師が判断した者

9 指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注1及び注6の規定による届出に相当する介護療養施設サービスに係る届出があったときは、注1及び注6の規定による届出があったものとみなす。

10 利用者が連続して30日を超えて指定短期入所療養介護を受けている場合においては、30日を超える日以降に受けた指定短期入所療養介護については、病院療養病床短期入所療養介護費は、算定しない。

(4) 栄養管理体制加算

(-) 管理栄養士配置加算 12単位

(二) 栄養士配置加算 10単位

注1 (-)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所であること。

2 (二)については、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所について、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、管理栄養士配置加算を算定している場合は、算定しない。

イ 栄養士を1名以上配置していること。

ロ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所

(4) 療養食加算

23 単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

療養介護事業所であること。

23 単位

(5) 療養食加算

注 次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出て当該基準による食事の提供を行う指定短期入所療養介護事業所が、別に厚生労働大臣が定める療養食を提供したときは、1日につき所定単位数を加算する。

イ 食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。

ロ 利用者の年齢、心身の状況によって適切な栄養量及び内容の食事の提供が行われていること。

ハ 食事の提供が、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定短期入所療養介護事業所において行われていること。

(6) 緊急短期入所ネットワーク加算

50 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

イ 他の指定短期入所療養介護事業所等と連携し、緊急に指定短期入所サービスを受ける必要がある利用者に対応するための体制を整備していること。

ロ サービスの質の確保を目的として、指定居宅介護支援事業者等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境その他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等を把握していること。

※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。

○ 介護者の疾病その他のやむを得ない理由により、介護者の介護を受けることができない利用者

(5) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得

(7) 特定診療費

利用者に対して、指導管理、リハビリテーション等のうち日常的に必要な医療行為として別に厚生労働大臣が定めるものを行った場合に、別に厚生労働大臣が定める単位数に 10 円を乗じて得

た額を算定する。

八 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 診療所療養病床短期入所療養介護費（I）

a 診療所療養病床短期入所療養介護費（i）

| | |
|-----------|--------|
| i 要支援 | 646 単位 |
| ii 要介護 1 | 682 単位 |
| iii 要介護 2 | 734 単位 |
| iv 要介護 3 | 786 単位 |
| v 要介護 4 | 837 単位 |
| vi 要介護 5 | 889 単位 |

b 診療所療養病床短期入所療養介護費（ii）

| | |
|-----------|----------|
| i 要支援 | 777 単位 |
| ii 要介護 1 | 813 単位 |
| iii 要介護 2 | 865 単位 |
| iv 要介護 3 | 917 単位 |
| v 要介護 4 | 968 単位 |
| vi 要介護 5 | 1,020 単位 |

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費（II）

a 診療所療養病床短期入所療養介護費（i）

| | |
|-----------|--------|
| i 要支援 | 559 単位 |
| ii 要介護 1 | 592 単位 |
| iii 要介護 2 | 638 単位 |
| iv 要介護 3 | 684 単位 |
| v 要介護 4 | 730 単位 |

た額を算定する。

※ 特定診療費に係る指導管理等及び単位数の改正内容は以下のとおり。（詳細は別紙4）

- 短期入所療養介護におけるリハビリテーションについて、理学療法（I）、作業療法（I）、言語聴覚療法（I）を廃止し、報酬区分を見直す。
- リハビリテーション体制強化加算を創設する。
- 介護栄養食事指導を廃止する。

八 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費

(1) 診療所療養病床短期入所療養介護費（1日につき）

(-) 診療所療養病床短期入所療養介護費（I） 看護6:1 介護6:1

a 診療所療養病床短期入所療養介護費（i） <従来型個室>

| | |
|-----------|--------|
| i 経過的要介護 | 517 単位 |
| ii 要介護 1 | 682 単位 |
| iii 要介護 2 | 734 単位 |
| iv 要介護 3 | 786 単位 |
| v 要介護 4 | 837 単位 |
| vi 要介護 5 | 889 単位 |

b 診療所療養病床短期入所療養介護費（ii） <多室>

| | |
|-----------|----------|
| i 経過的要介護 | 601 単位 |
| ii 要介護 1 | 813 単位 |
| iii 要介護 2 | 865 単位 |
| iv 要介護 3 | 917 単位 |
| v 要介護 4 | 968 単位 |
| vi 要介護 5 | 1,020 単位 |

(2) 診療所療養病床短期入所療養介護費（II） 看護・介護 3:1

a 診療所療養病床短期入所療養介護費（i） <従来型個室>

| | |
|-----------|--------|
| i 経過的要介護 | 447 単位 |
| ii 要介護 1 | 592 単位 |
| iii 要介護 2 | 638 単位 |
| iv 要介護 3 | 684 単位 |
| v 要介護 4 | 730 単位 |

| | |
|-----------------------------------|--------|
| vi 要介護 5 | 776 単位 |
| b 診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) | |
| i 要支援 | 690 単位 |
| ii 要介護 1 | 723 単位 |
| iii 要介護 2 | 769 単位 |
| iv 要介護 3 | 815 単位 |
| v 要介護 4 | 861 単位 |
| vi 要介護 5 | 907 単位 |
| (2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき) | |
| (-) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) | |
| a 要支援 | 717 単位 |
| b 要介護 1 | 753 単位 |
| c 要介護 2 | 805 単位 |
| d 要介護 3 | 857 単位 |
| e 要介護 4 | 908 単位 |
| f 要介護 5 | 960 単位 |
| (-) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) | |
| a 要支援 | 717 単位 |
| b 要介護 1 | 753 単位 |
| c 要介護 2 | 805 単位 |
| d 要介護 3 | 857 単位 |
| e 要介護 4 | 908 単位 |
| f 要介護 5 | 960 単位 |

注 1 療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

| | |
|---|----------|
| vi 要介護 5 | 776 単位 |
| b 診療所療養病床短期入所療養介護費 (ii) <多室> | |
| i 経過的要介護 | 536 単位 |
| ii 要介護 1 | 723 単位 |
| iii 要介護 2 | 769 単位 |
| iv 要介護 3 | 815 単位 |
| v 要介護 4 | 861 単位 |
| vi 要介護 5 | 907 単位 |
| (2) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき) | |
| (-) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室> | |
| a 経過的要介護 | 608 単位 |
| b 要介護 1 | 816 単位 |
| c 要介護 2 | 868 単位 |
| d 要介護 3 | 920 単位 |
| e 要介護 4 | 971 単位 |
| f 要介護 5 | 1,023 単位 |
| (-) ユニット型診療所療養病床短期入所療養介護費 (II) <ユニット型準個室> | |
| a 経過的要介護 | 608 単位 |
| b 要介護 1 | 816 単位 |
| c 要介護 2 | 868 単位 |
| d 要介護 3 | 920 単位 |
| e 要介護 4 | 971 単位 |
| f 要介護 5 | 1,023 単位 |
| (3) 特定診療所療養病床短期入所療養介護費 (1日につき) | |
| | 760 単位 |

注 1 (1) 及び (2) について、療養病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る病室（療養病床に係るものに限る。）において、指定短期入所療養介護を行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。